≪保護者の方のご記入をお願いいたします≫

登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いいたします。

なお、保育所での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した次の日から5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した次の日から5日間経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍（かいよう）が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性膿痂疹（とびひ）	水疱、膿疱があり患部がじくじくしている間	皮疹面が乾燥していること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24時間以上経過していること
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
咽頭結膜炎（プール熱）	発熱・充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること

き り と り せ ん

登 園 届（保護者記入）

青梅梨の木保育園園長殿

園児名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日　医療機関名「　　」において

病　　名「　　」と診断されましたが、

病状が回復し　　年　　月　　日より集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

保護者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印又はサイン

≪医療機関にて許可証の記入をお願いします≫

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
風疹	発疹出現の前7日から後7日間くらい	発疹が消失してから
水痘（水ぼうそう）	発疹出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから
結核		感染のおそれがなくなってから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失してから又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了してから
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの

き り と り せ ん

登 園 許 可 証

青梅梨の木保育園園長殿

園児氏名

疾　病　名	
加療期間	月　　日 ～　　月　　日

上記の疾病で療養中のところ現在軽快し、伝染病の予防上支障がなく、また集団生活する上でも支障がないと認めたので　　月　　日　より登園を許可します。

令和　　年　　月　　日

医療機関名

㊞